

第5回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和5年9月15日（金）

午後1時30分から

場所：あま市役所 2階 E会議室
（ハイブリッド開催）

出席者：委員7人、オブザーバー1人、事務局5人、関係職員10人

1 あいさつ

吉田会長より

2 議題

- (1) 権利擁護センターにおける相談支援の流れの見直しについて
（資料1から資料3）

事務局

さまざまな相談ケースを支援する中で、相談支援の流れにおいて、実態に即さない部分があることに気づいた。また、社会福祉協議会が法人後見を開始したことに伴い、権利擁護センターとの連携が明確になるよう更新した。

相談支援の流れでは、厚生労働省の手引きを参考に、これまでは「専門的な判断は不要なケース」「専門的な判断を要するケース」として、2パターンの流れを想定していた。今年度、本日時点で親族申立てを支援したケース4件は、いずれも権利擁護ケース検討会議において受任調整し、その協議内容や支援方針をまとめ、その資料や専門職団体からの後見人等候補者推薦書を審判申立て書類に添えて名古屋家庭裁判所へ提出した。

このように、実際には各専門職の意見を伺い、専門的にケースの支援方針を検討しているため、専門的な判断の要否で流れを分けるのではなく、資料1のとおり、実際の運用に即した流れに更新した。

また、専門職団体へ後見人等候補者推薦を依頼する際、依頼文と本人情報がわかる資料を添えている。法人後見が適任との方針となれば、権利擁護センターから法人後見実施機関へその旨を通知し、同様の資料を添付することで、よりスムーズに権利擁護チーム支援へつながるよう努める。

資料3では、権利擁護センターと法人後見との関係や流れを加筆修正した。裏面一番下にある、機能欄の「利用促進・後見人支援」の部分は、法人後見ガイドラインをもとに、受任調整の結果通知を含んだ連絡調整を行い、法人後見の運営委員会も位置づけるなど、加筆修正した。

委員

権利擁護ケース検討会議で専門職を受任調整したケースについて、各専門職団体へ依頼した後はスムーズに推薦されているか。

事務局

弁護士会は依頼実績がない。リーガルサポートはおおむね2週間、社会福祉士会は月に1回の調整会議で検討次第、推薦をもらっている。

(2) 法人後見の実施について（資料4）

事務局

法人が成年後見人等として後見活動するには、組織的な体制づくりが必要不可欠である。社会福祉協議会の職員から法人後見の実施状況を報告するとともに、法人後見における相談支援の流れを説明する。

社会福祉協議会

今年度より地域福祉課内にて法人後見業務「サポートあま」を設置し、7月から業務を開始した。現在、権利擁護ケース検討会議の受任調整により、法人後見が望ましいとの方針となった被保佐人1名を日常生活自立支援事業から引き継ぎ、支援している。

社会福祉協議会内に、権利擁護に関わる部署として、サポートあま、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、障害相談支援事業所がある。それぞれに関わるケースの中で、成年後見支援が必要と思われるケースを発見した際、あま市権利擁護センターにつなぎ、権利擁護ケース検討会議にて受任調整などが行われる。

法人後見が望ましいとされた際に、センターより通知があり、サポートあまの運営委員会を開催する。運営委員は弁護士、司法書士、医師、社会福祉士、行政職員で構成され、受任などに関する協議、具体的な支援内容や業務に対する監督・指導・助言などを行っている。運営委員会での協議内容をあま市権利擁護センターにも伝達し、後見人等候補者事情説明書を作成するとともに、申立人に渡し審判申立てを行う。後見等審判が届いたら、あま市権利擁護センターがチーム支援会議を開催し、本人・親族を含めた支援者と現状の確認や今後の支援について話し合った後、財産状況、生活状況を把握し就職時報告を作成し、期日までに名古屋家庭裁判所に提出する。

細かな業務については、2か月に1回を目安に、権利擁護に関わる部署も加わった「法人後見チーム連絡会」を開催し、話し合っている。また、直接名古屋家庭裁判所より受任依頼があった場合も、運営委員会にて受任などに

関する協議をしていく予定である。

委員

早速1件受任したのも、日常生活自立支援事業から引き継いだとのことで、アウトリーチ的などころが特徴なのかと思って聞いていたが、これからもそのように発見していくことがありそうか。

社会福祉協議会

各機関に相談に来られた方も対象になってくるし、各機関が発見するケースも多々出てくると思うため、各機関と連携しながら支援したい。

(3) 市民後見人の養成に関する取り組み状況について(資料5)

事務局

市民後見人の養成に関する取り組みとして、令和4年度に1回、令和5年度に1回、海部圏域で担当者会議を行った。

令和5年6月16日に蟹江町、海部南部権利擁護センター、大治町社会福祉協議会、あま市、あま市社会福祉協議会の五者で会議した。蟹江町は弥富市・蟹江町・飛島村の3市町村の幹事自治体として出席し、大治町は都合により欠席した。今回以降、各自治体職員も含めてそれぞれ中核機関構成員が出席することで、顔の見える関係をつくるとともに、海部圏域全体で合意形成し、スムーズに取り組むことができる体制を整えていくこととした。

この会議では、いずれの機関もスケールメリットから広域で市民後見人の養成を進める意思であることを再確認できた。なお、津島市と愛西市については、海部圏域で会議していることは伝えてあり、今後出席してもらえるよう声かけする。両市の動向として、津島市は中核機関及び権利擁護センターの立ち上げに向けて取り組まれ、愛西市は令和5年7月から権利擁護支援センターを開所し、愛西市社会福祉協議会が受託している。

続いて、愛知県の動向としては、愛知県が市民後見人の養成に係る基礎研修を主催して実施する方向で検討することとなった。

最後に以下の6点が、今後の方向性について各主体が同意している内容である。

- ①市民後見人の養成の検討会議には、海部圏域内の各自治体や中核機関の職員を漏れなく構成できるようにする。
- ②市民後見人養成事業は令和7年度から実施できるよう、県内外の先行事例の資料を収集し、調査研究する。
- ③担当職員会議のほか、担当課長会議を開催し、組織的に合意形成を図る。

会議の開催時期は状況に応じて招集する。

- ④会議運営は各中核機関の輪番制とし、連携・協力して行う。
- ⑤国や愛知県の動向を適宜把握し、海部圏域内で共有する。
- ⑥海部圏域における市民後見人像（基本的な考え方）を整理し、カリキュラム等の事業内容を整理してまとめる。

委員

名古屋家庭裁判所の管轄内において、実際に市民後見人を選任した件数や選任形態の傾向を知りたい。

名古屋家庭裁判所

概数で本庁と支部の合計で118件あると把握している。選任の形態は少なくとも本庁管内については、市民後見人を後見人等を選任した上で、社協や名古屋管内だと尾張東部権利擁護支援センターなどを監督人に全件選任し、中核機関として監督業務を行っていただいている。

委員

法人後見と市民後見がかなり具体的に進んできている中で、選任形態などを聞くと、ある程度どういう方を養成して、どの程度関わっていかねばならないのか、中核機関としても認識できると考えて質問した。

事務局

現状、市民後見人像をどのようにするかまで検討に至っていないが、選任形態も含めて考慮すると、相応に体制を作っておく必要があると思っている。助言内容を圏域内の会議でも共有し、今後具体的にどのように進めていくか勉強する。

- (4) 第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の策定状況について
(資料6)

事務局

現行のあま市成年後見制度利用促進基本計画は、令和5年度で計画期間の5年目（最終年度）を迎えた。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度から令和8年度）の内容や愛知県の動向を踏まえ、第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画を第3次あま市地域福祉計画と一体的に策定していく。

第2次計画の策定に向けて、令和4年度には、あま市内在住の18歳以上

の市民3,000人を対象に、あま市地域福祉に関するアンケート調査を実施し、成年後見制度に関する設問も4点用意した。また、団体アンケートも実施し、その中から、高齢福祉団体及び障がい福祉団体それぞれひと団体ずつ、成年後見制度又は権利擁護センターに関連するヒアリング調査を実施した。

令和5年度には、地域懇談会を開催した。自治会、福祉関係団体、ボランティア団体、一般公募をあわせて延べ76名に参加いただいた。また、地域福祉計画は各福祉分野の計画や総合計画や関連計画となる地域防災計画との整合性を保つ必要があることから、それぞれの行政計画を所管する関係課8課を対象にヒアリングを実施した。なお、あま市社会福祉協議会にもヒアリングを実施し、法人後見の実施状況や中核機関の一員としての取り組みや方向性などを確認した。

そのほか、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画や愛知県の動向を踏まえ、あま市における成年後見制度の利用促進に見合った計画書の作成を進めていく。また、令和6年2月に開催を予定している本協議会において、第2次計画の計画書案を提示予定である。

現時点で第2次計画のアウトライン案は5点想定している。1点目に、昨年度実施したアンケート調査結果等をもとに広報啓発活動の内容の検討を深めていく。2点目に、ここまでの相談実績を踏まえた相談支援体制のさらなる整備をしていく。3点目に、法人後見の受任件数を伸ばせるように体制を整備していく。4点目に、市民後見人の養成の実現（海部圏域で進められるよう合意形成）を図っていく。5点目に、報酬助成（あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱）のさらなる充実を図る。

(5) あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の見直しについて

（資料7から資料9）

事務局

報酬助成に関する相談のみならず、助成件数も増加傾向にある。成年後見制度の利用促進の手段として、報酬助成の要件を段階的に緩和したい。

令和2年11月に開催した、権利擁護支援センター設立準備委員会の意見を元に助成要件として、居住地原則から住所地原則に改めるとともに、助成の対象を市長申立てに限定しない改正を行った。これ以降、要綱上の規定や事務上に課題があることに気がついた。

現行の規定は多様に解釈できるため、助成の基本的な考え方や助成要件の内容を共有しづらい。審査事務においても苦慮するほか、専門職後見人等に制度案内などする際に煩雑な説明となるおそれがある。

この課題から、報酬等の助成の基本的な考え方を踏まえ、主な改正点として、①報酬助成の対象者及び対象要件の明確化、②収入要件・資産要件の見直しを行いたい。

①については、現状では報酬助成対象者の要件として、第3条第1項第1号に規定する住所地要件によらず、第6条各号に規定する収入要件・資産要件の2点を満たせば良いと読み取ることができる。

一方、第14条では、後見人等報酬費用の助成の中止を規定しているように、本来、報酬助成の対象者は住所地要件も満たす必要があるが、第3条、第6条、第9条の規定は住所地要件をみないとも解釈し得る。

本要綱はあま市が制定する利用支援事業であり、あま市に住所を有する者へ支援を届けるべきものであるため、第9条を「後見人等報酬費用の助成の対象者は、市内に住所を有する者又は介護保険法その他の法令により市の援護を受けている被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする（後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。）」に改め、報酬助成の対象者及び対象要件を明確にしたい。また、第14条の後見人等報酬費用の助成の中止においては、改正後の第9条の規定（要件）に該当しなくなった場合、助成を中止するという内容に改めていく。

②については、第1号として、生活保護法に規定する被保護者、第2号として、中国残留邦人等の支援給付を受けている者、第3号に、審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準より算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が100万円を超えないとき、第4号として、その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者と改める。

成年後見制度は個人単位で適用される性質から、収入や資産の要件を世帯単位ではなく、個人単位とする。また、被保護者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている者以外に、被後見人等が生活保護の被保護者でなく、報酬等を支払うと生活保護の最低生活費を下回る収入となる場合に保有を認める預貯金額は100万円を超えないものとする。

委員

住所地要件について、あま市に住所を有する者というのは、住民票がそこにあるということか。実際に被後見人のほとんどは住民票が置いてあるところに居住しておらず、入所や入院していることが多い。

事務局

住所を有するというのは、あま市に住民票がある、住民登録があるというこ

とである。

委員

私が受任しているケースで、市内の病院に長く入院されている方がいる。その方の住民票は市外の妻の住所地に置いてあったが、事情によって別の市外に住所を移され、本人の住民票をどうするかとなった。入院が今後も続くと思われるため、病院に住民票を移したかったが、妻がいることで病院には移せず、結局妻の住所に住民票を移した。

このような場合、手帳は実際に住んでいるところだと、あま市で交付を受けたが、これは住所地規定の中で要件に該当するということか。

事務局

現行要綱の運用上、被後見人が生活保護や介護保険のサービス、障がい福祉サービスを受けている場合、住所地よりも援護している自治体が優先される。他の自治体でも同じ運用をしているところが多い。手帳の所管は考慮しない。

委員

住民登録があるよりも、どこの援護を受けているかの方が上位解釈だということでは、法的解釈においてそのとおり理解してよいか。

委員

原則として住民票上の住所を基準に見てから、どこで援護を受けているか見ていかないと、漏れてしまう人が出てきたり、逆に支援が集中したりするため、はっきりさせておくことが一番大事である。まずは住民票上の住所を原則的にするというので、この見直しは不可欠だと思うため、要綱改正として良いのではないかと思う。

事務局

厚生労働省は第二期計画の5か年の内に報酬助成のあり方を示すとしているため、これを踏まえて適宜修正する。実際には、どちらの自治体で対応するか、自治体間の要綱を見ながら協議して調整している。

委員

自分が後見人をしている方にも、3名住所地特例の方がいる。報酬助成の相談が今後増えていくと思われる中で、市町村間のすり合わせが大変な作業にならないか。

事務局

大変な作業である。

委員

応援している。

委員

現住所に住民票を置くというのが法律の大原則で、そこも強調してベースに制度を考えていかないとおかしくなるため、難しい事情もあるとは思いますが、そのベースを元に決めていったら良いのではないかと。

委員

3名いるとした住所地特例は、別委員が挙げた例と真逆で、施設に住所を移しているが、住所地特例であることを補足する。

委員

改正案でもう少し考えて書き直したり検討したりした方が良い箇所はあるか。

委員

助成は市の予算を使うため、相互調整しながら決めていく部分があるにしても、住所地原則でバランスを取りながらやらなければいけない。読み方が一義的でなかったところを修正案では明確にしておき、現時点では案のように改正して、国や県の示す方針に従って改正していけば良いと思われる。

事務局

事前に届いた意見を伝えたい。

受け手目線で、受任を検討する場合に、本人が報酬を支払える状態にないと、報酬助成がほぼ確実にされる前提がなければ、受任を躊躇してしまうとのこと。収入要件をより明確にするためにも、例えば、150万円と規定するのも良いのではないかと意見をもらった。

事務局としては、段階的に要綱を見直したいが、他の自治体のように幅広く規定できる予算も獲得できていないところもあり、現時点でできる最大限の努力はしたいと思っている。

会長

実施要綱はこれで完結ではなく、これからも改正されていく可能性が十分あると見越して今回の提案をいただいた。

ここまでの協議を踏まえて、名古屋家庭裁判所よりコメントをいただきたい。

名古屋家庭裁判所

まず、法人後見はぜひ今後も拡大して行ってほしい。

また、市民後見人の養成について、圏域でやることを目指しているというところで、専門職で受けなくても良い事案、逆に市民後見人だからこそ發揮できることがあると思うため、養成を進めていただきたい。

報酬助成の件では、こちらで審判開始事件の処理をしている中で、受け手がないというケースが結構あり、報酬の点がネックになるということもある。予算の都合もあるとは思うが、段階的に要件を緩和していく姿勢は力強く感じた。ぜひ今後もよろしくお願ひしたい。

3 令和5年度あま市権利擁護センター主催講演会の開催
事務局

成年後見制度とセンターのさらなる普及啓発のため、センター主催の講演会を開催する。令和5年11月11日（土）の午前10時から、あま市美和文化会館大ホールにて行う。講師には、一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともすの代表理事を務められている、川端伸子氏をお招きする。「いつまでも私らしくいられるための成年後見活用法～認知症になっても～」と題して、ご講演をいただく。ぜひ、ご参加いただきたい。参加者名簿を作成するため、参加希望の場合は11月6日（月）までに事務局へ電話やメール、FAXにて連絡していただきたい。

4 第6回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催
（次回は令和6年2月に開催予定）

5 その他
（事務連絡等はなし）